

二 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）

改 正 案

現 行

（利息とみなさない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲）

第三条の二の三 法第十二条の八第二項第三号の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額等相当額を含む。）とする。

一 一万円以下の額 百十円
二 一万円を超える額 二百二十円

（利息とみなさない現金自動支払機その他の機械の利用料の範囲）

第三条の二の三 法第十二条の八第二項第三号の政令で定める額は、現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次の各号に掲げる額の区分に応じ、当該各号に定める額（消費税額等相当額を含む。）とする。

一 一万円以下の額 百八円
二 一万円を超える額 二百十六円